

派遣の活用法③

このように、従来、派遣事業に



吉田英訓の 着眼大局 着手小局 ～人と企業～

役／南西フォーラム委員長
(ミヨシ・ロジスティックス代表取締役)

今回は派遣事業の種類について説明します。派遣には労働者を常時雇用する「雇用型派遣」と、断続的な雇用となる「登録型派遣」があることを前回説明しましたが、このうち雇用型派遣事業を行う派遣会社は「特定労働者派遣事業」の届けを厚生労働省に出す必要があります。一方、登録型派遣事業を行う派遣会社は「一般労働者派遣事業」の届けを同省に出し、さらに許可を得る必要があります。許可を得なければならぬ

は「特定労働者派遣事業」と「一般労働者派遣事業」の2種類がありました。2015年9月30日施行の改正労働者派遣事業法により、労働者派遣事業に一本化され、全ての派遣事業は許可制と変わりました。これにより、これまで届け出だけでよかった特定労働者派遣事業は、経過措置の3年以内に労働者派遣事業の許可を取らなければならなくなりました。

この法律の施行によって「一般労働者派遣事業」に対して約2・5倍もいる「特定労働者派遣事業」は対応を迫られることになりました。派遣を取り巻く環境に因りしてはだんだんと変わってきているのが現状です。

かながわ経済新聞

2018. 3月号

吉田英訓の

連載記事が掲載されました。